

2020年4月22日

総務大臣

高市早苗 様

特別定額給付金支給申請手続きの改善についての要望書

全国生活と健康を守る会連合会
会長代行 吉田 松雄
〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15
KATOビル 3階
電話 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435

総務省は、特別定額給付金支給手続きについて明らかにしました。手続きについては、住民票がある市区町村から送られてくる申請書に世帯主が本人名義の金融機関の口座番号などを記入し、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピーを一緒に返送すれば、家族分の給付金がまとめて振り込まれる仕組みにするというものです。

【 要望事項 】

- 1、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピーの添付がなくても支給するよう要望いたします。
- 2、DV被害者やシェルターなど住民票がない人は、現地主義で受けられるように柔軟な配慮を求めます。

【 要望理由 】

1 添付資料のコピーを求めることは、外出自粛の機会を増大させる懸念があります。政府は、新型コロナウイルス感染防止のため、全都道府県を対象に緊急事態宣言を発令し、外出自粛など接触を7割、極力8割減らすことを全国民に呼びかけています。こうした事態は、給付金申請が始まる時点においても続く可能性は否定できません。そうした下で、添付資料のコピーの添付を求めることは、自宅にコピー機のない圧倒的な国民の外出を求めることになり、外出自粛を求める政府方針に反し、感染拡大の危険を高めるものは避けなければなりません。

2 要介護者、障害者、傷病者などコンビニ等へ資料のコピーを取りに行くことが困難な世帯は、添付資料提出が困難です。こうした世帯がコピーをしに外出すること自体が困難であるばかりか、感染の可能性が高く、感染の危険を広げることが懸念されます。

3 要介護者、障害者、傷病者などが、ヘルパーや介護者に依頼してもプライバシーの問題が残ります。

4 以上のことから、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピー添付していない場合であっても、給付金の支給がなされるよう重ねて申請手続きの改善を求めます。

5 DVなどで困っている人は現住所で受けられるように柔軟な配慮が必要です。

県連・直接加盟組織のみなさまへ

2020年4月24日
全国生活と健康を守る会連合会
事務局長 西野 武

4月22日に総務省に提出した全生連の要望書について下記の回答を得ました。

【 要望事項 】

- 1、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピーの添付がなくても支給するよう要望いたします。
- 2、DV被害者やシェルターなど住民票がない人は、現地主義で受けられるように柔軟な配慮を求めます。

【 回答 】

1について総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室が全生連の電話での質問に回答

- ①「本人証書と通帳コピーは不要ではないか」に対し、本人を証明するものについては、現時点では本人確認書を添付してもらうことになっている。どう簡略化するかは、今詰めているところで、要望としてうかがった。今後、行政に「Q&A」で示していく。
- ②「生活保護利用者の本人確認は保護決定通知書や受給者証のコピーでいいか」に対し、それも含め検討しているところ。検討の結果は「Q&A」や「よくある質問」で対応することになると思う。

2について総務省が国会議員・秘書に説明

総務省も厚労省からの提起を受けて虐待などによって住民票の住所に住んでいない子ども、障害者、高齢者も受け取れる仕組みを検討している。